

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区条例第 3 7 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年杉並区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項の次に次のように加える。

5 の 2 区長	杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年杉並区条例第 1 8 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

別表第 1 の 9 の項の次に次のように加える。

9 の 2 区長	妊娠高血圧症候群等により患している者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

別表第 2 の 9 の項中

「		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	」
---	--	-----------------------------	---

を

「		杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	

に改め、同表の17の項の次に次のように加える。

17の2 区 長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
-------------	--	--------------------------

別表第2の29の項中

「		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
---	--	-----------------------------

を

「		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

29の2 区 長	杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であ	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支

	って規則で定めるもの	給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の33の項の次に次のように加える。

33の2 区長	妊娠高血圧症候群等 にり患している者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の39の3の項中

		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成
--	--	----------------------------------

		に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--------------------

を

		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の４０の項、４２の項及び４３の項中「保険給付」を「保険給付の支給」に改め、同表に次のように加える。

４４ 区長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和４７年東京都条例第１１７号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。